

岩手県告示第943号

旅館業法施行条例第2条第1項に規定する知事が指定する施設（平成18年岩手県告示第290号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
9 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた地方裁量型認定こども園（ <u>認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）第2条第4項に規定する地方裁量型認定こども園をいう。</u> ）	9 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた地方裁量型認定こども園（ <u>同法第2条第4項に規定する保育機能施設であって、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものをいう。</u> ）
備考 改正部分は、下線の部分である。	